

## 令和7年度第2回大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議 会議録

### 1 日時

令和7年11月17日(月) 14時00分～15時00分

### 2 場所

大阪市保健所 12階 研修室2

### 3 出席者

#### 【座長】

宮川座長

#### 【委員】

河野委員、福島委員、宮田委員(50音順)

#### 【事務局】

危機管理室室長 安東、危機管理室防災企画担当課長 小山、危機管理室応急対策担当課長 倉澤、健康局保健所感染症対策担当部長 坂下、健康局保健所感染症対策担当医務監兼北部保健医療監、北区役所医務主幹 廣川、健康局保健所感染症対策課長 松川、健康局保健所医務主幹兼東成区役所医務主幹 津田

### 4 議事内容

#### 【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから、「令和7年度第2回大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議」を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当有識者会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、危機管理室応急対策担当課長代理の石川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、当会議は「大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要領」の第4条に基づきまして、公開とさせていただきます。

それでは、まず開会にあたりまして、危機管理室長の安東からご挨拶申し上げます。

**【安東危機管理室長】**

大阪市危機管理室長の安東でございます。

本日は2回目の新型インフルエンザ等有識者会議に、委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席賜り、心より感謝申し上げます。

さて、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきましては、今後、到来いたします感染症危機におきまして、中長期的に複数の波が来ることも想定し、事態が生じた場合には、迅速かつ柔軟に対応できますよう、平時から関係機関が連携し、行動計画に基づく取組や、実践的な訓練等を通じた人材育成に係る取組を進めていくものとして、改定させていただいております。

本日は、8月に開催いたしました第1回目の会議の際に、委員の皆さまからいただきましたご意見につき、まずは、本市の考え方や修正を加えました箇所につきまして、事務局よりご説明させていただき、その後に、ご議論をお願いしたく存じます。

限られた時間ではございますが、本日もどうぞよろしく願いいたします。

以上、ご挨拶とさせていただきます。

**【事務局】**

それでは、大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員の方々をご紹介いたします。

「大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議委員名簿」と書かれた資料をご覧ください。

本会議の座長につきましては、「大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要領」第2条第1項に基づき、8月25日の第1回有識者会議におきまして、宮川委員が指名されております。

それでは宮川座長、お願いいたします。

**【宮川座長】**

座長を仰せつかっております大阪府医師会副会長の宮川でございます。

会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

冒頭、安東危機管理室長からお話ございました通り、第2回ということですがけれども、第1回目に先生方からご意見いただきまして、大阪市もしっかりと揉んできていただいたというふうにお聞きしているところでございます。

この間8月から今日までですけれども、ご承知の通り、季節性インフルエンザが大変猛威を振るってきております。

また、新型コロナに関しましても、7月にかなり増えまして、一時期大阪でも定点あたり5を超える状況がずっと続いていたかと思います。

現在もほぼ1を超えている状況だと思いますので、この間、新型インフルエンザが出てきてからSARSであれ、MERSであれ、そして新型コロナということで大変な状況になってきております。

本日、改定されていきます大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画によりまして、市民府民をしっかり守っていくということでございますので、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局】**

ありがとうございます。次に、委員の方々をご紹介します。  
福島委員でございます。

**【福島委員】**

福島です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

河野委員でございます。

**【河野委員】**

河野です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

宮田委員でございます。

**【宮田委員】**

宮田でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

なお、後藤委員、松井委員、並びに配席表にはお名前がございますけれども、山本委員にお

かれましては、本日も欠席となっております。

また、福島委員はご都合により、14時45分にご退席となりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、事務局をご紹介させていただきますが、時間の関係上、最前列のみご紹介させていただきます。

危機管理室長 安東でございます。

**【危機管理室長 安東】**

安東でございます。よろしくようお願いいたします。

**【事務局】**

危機管理室防災企画担当課長 小山でございます。

**【危機管理室防災企画担当課長 小山】**

小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

危機管理室応急対策担当課長 倉澤でございます。

**【危機管理室応急対策担当課長 倉澤】**

倉澤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

健康局保健所感染症対策担当部長 坂下でございます。

**【健康局保健所感染症対策担当部長 坂下】**

坂下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

健康局保健所感染症対策担当医務監兼北部保健医療監、北区役所医務主幹 廣川でございます。

【健康局保健所感染症対策担当医務監兼北部保健医療監、北区役所医務主幹 廣川】

廣川です。今日はよろしく願いいたします。

【事務局】

健康局保健所感染症対策課長 松川でございます。

【健康局保健所感染症対策課長 松川】

松川でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

健康局保健所医務主幹兼東成区役所医務主幹 津田でございます。

【健康局保健所医務主幹兼東成区役所医務主幹 津田】

津田でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、議事に入ります前に、本日の資料の確認の方をお願いいたします。配布資料は議事次第に記載のとおりでございます。ご確認いただけますでしょうか。不足がございましたら事務局までお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事運営につきましては、宮川座長をお願いしたいと存じます。

それでは、宮川座長よろしく願いいたします。

【宮川座長】

それでは早速でございますので、議事の方にいきたいと思います。

議事の(1)「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」ということで、事務局からご説明のほどよろしく願いいたします。

【健康局保健所感染症対策課長 松川】

それでは、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)に対する主な委員意見及び市の

考え方、計画案への反映等についてご説明します。

資料の1をご覧ください。また、計画案の修正箇所をご確認いただくため、資料の2も併せてご用意いただきますようお願いいたします。

資料1の1ページをご覧ください。まずは全体に対するご意見です。

資料の構成として、左側にいただいた主な意見を記載し、右側にその意見に対する市としての考え方と、計画案へ反映した内容を記載しております。

まず、1点目、大阪健康安全基盤研究所について素案では「大安研」と略称で記載されていることについて、正式な名称を記載した方がいいのではないかという意見をいただきました。

市の対応としましては、いただいたご意見通り、全編を通じて「大阪健康安全基盤研究所」と略称を用いずに表現することとし、70箇所修正しております。

次に、ページの上部に記載している文言に誤植があるのご意見については、全編を通じて確認し、修正いたしました。また、その際にページの下部に記載しております注釈についても再度確認を行ったところ、本文にない用語が記載されていることや、一部府市の役割等が混在している部分が散在していたため、改めて本文にない用語の削除と府の役割に関する部分を削除・修正しております。

次に、社会福祉施設でクラスターが発生した場合の施設の対応や人材確保の部分など、どこかに記載してもいいのではというご意見や、KISA2隊など対応してきたことを記載すると、生活支援を要する方々に対する安心になるのでは、というご意見をいただきました。

市としての考え方としましては、新型コロナ対応で培ってきた行政、医療機関、高齢者施設等のネットワークが今後も有効に機能するよう連携し、感染症への対応力向上につながる取組を進めているところであり、これらのご意見に対する対応部分として、クラスター対応研修による保健師の人材育成、各区における高齢者施設等における感染症対応力強化への支援の取組、感染制御・業務継続支援の経験がある専門家の施設への派遣などを行っているとともに、感染対策支援ネットワーク（OIPC）支援体制を構築し、地域における感染対策の向上を図っているところです。

なお、これらの取組についての記載は、資料2の91～92ページ第3部第11章保健（準備期）において、人材の確保と研修等の実施としての記載や、71ページ第8章医療（準備期）において、感染対策向上加算届出医療機関等との連携強化の部分に記載しております。

資料1の2ページをご覧ください。第2部及び第3部全体に対するご意見です。

まず、1点目として、行動計画に記載されている対応について、定量的な値、構造の基準を自動化するというテクニックがある。例えば、患者からの問い合わせが一定レベルを超えた場合には、自動的にアウトソーシングする部分を決めておくとか、医療機関の備蓄に関しても1か月の対応を超えた場合に援助を要請するというようなところまで考えておくとか非常に動きやすいのではないか。計画に具体的な文言を入れて、できればマニュアル化していく中で実効性をすぐに発揮できるような形を目指していけば動きやすいのではないか、とのご意見をいただいております。

市としての考え方としては、計画において様々な感染症に幅広く対応できるシナリオを想定しており、それぞれの発動時期については、資料2の9ページの図表4に記載のとおり、特措法及び感染症法による時期区分の考え方が明確に示されておりますので、この考え方に沿って対応していくこととなっております。

また、お手元にお配りした資料をご覧ください。こちらは「大阪市保健所健康危機対処計画」の一部でございますが、こちらの表がどの段階でどのような体制を取っていくのかを示したものでございます。ご覧のように、国の動きや想定患者数等により具体的にどのような体制をとるか、どういった班が対応を開始するかを示しております。

「大阪市保健所健康危機対処計画」については公表していない資料となりますので、今ご覧いただいた資料については、会議終了後、席に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

なお、計画に具体的な時期を示しておりますが、その実効性が発揮できるよう、本計画に沿ったマニュアル等を今後設定していくこととなりますことから、第1章「実施体制」の部分にいただいた意見を反映して追記させていただいております。内容は各論の部分でご説明いたします。

次に、担当部局の並びに優劣はあるのか、有事の際に押し付け合いにならないか懸念があることのご意見については、市の考え方に記載のとおり、担当部局は職制順とし、最後に区役所としております。なお、区保健福祉センターについては保健所業務の補助執行のため、健康局の後に記載するという考え方で統一させていただいております。

資料の3ページをご覧ください。第1章「実施体制」についてです。

1点目として、これまでの経験を踏まえてマニュアル等を作成して、迅速な対応を図るよう努める必要がある。現実的には、それを活かしていかないと危機管理にならず、リスクマネジメントできないので検討してほしい、とのご意見をいただいております。

市の考え方として、先ほどの全体に対するご意見と合わせて、計画に追記をしております。資料2の21ページをご覧ください。(2) 所要の対応、1-1 行動計画等の作成や体制の③として、「市は、市行動計画や予防計画に基づいた具体策が実施できるよう、感染症対策にかかる計画、マニュアル等を策定し、健康危機管理体制を構築する。」という項目を追加しております。

次に、災害モード宣言など、トリガーを用意しているのも、そういうものと連動させることも一考されては、とのご意見をいただいております。

市の考え方としては、市町村対策本部の設置は特措法34条において緊急事態宣言がされたときとされておりますが、本市の行動計画では資料2の23ページのとおり、府対策本部が設置された場合は、直ちに市対策本部を設置するとしております。また、具体的な時期としては、もう一度資料の9ページ図表4をご覧くださいなのですが、特措法に基づく時期としては初動期となります。

なお、この時期は、先ほどの資料「大阪市保健所健康危機対処計画」において、具体的に示しておりますが、「国外において、感染症危機をもたらす可能性のある感染症が発生し、大臣公表が想定される場合」計画に基づく対応に移行するとしており、有事体制への移行については、そのタイミングであると認識しております。

次に、病院も人手不足・物資不足であるが、大阪市保健所も決して人材は多くないので、本当に対応可能なのか、とのご意見をいただいております。

市としての考え方ですが、新型コロナの第6波と同規模の感染が流行初期段階から発生するものと想定し、数値目標を定め、全庁的な応援体制の構築やIHEAT要員による支援体制を確保するとともに、有事に参集を求める職員及びIHEAT要員に対して実践的訓練を含めた研修を行っております。また、医師や保健師等の専門職は不足することが予想されるため、登録事業者の募集など契約手続きの迅速化や会計年度任用職員の採用のための要綱整備など、外部人材を活用した体制整備に取り組んでおります。

これらの取組の記載としましては、資料2の21ページ準備期における対応として⑤や⑥の記載、また、25ページ対応期における対応として、②などとなっております。

資料1の4ページをご覧ください。第8章「医療」についてです。

1点目として、コロナでは防護具がない、すぐに支給されない、病床が足りないなどにより、早く対応したくてもできなかったため、初動が大事である。これらを踏まえて具体的に計画を作成し、実行できるようにしてほしいとのご意見をいただいております。

市の考え方ですが、大阪府において、平時から医療機関の機能と役割に応じ、医療措置協定等を締結するなどにより、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣体制の確保を図っております。また、協定締結医療機関に対し、施設の使用量2か月以上の個人防護服の備蓄についても周知しております。大阪市は、府と連携して医療提供体制の充実を図ることとしております。

これらの取組の記載としましては、資料2の70ページ(2)所要の対応のとおりとなっております。

なお、これらの取組については、すでに策定している「感染症予防計画」に基づき取り組んでいるところですが、後程、「都道府県連携協議会」である「大阪府感染症対策部会」において報告された「感染症予防計画における取組状況」により報告させていただくこととしております。

次に庁内からの意見ですが、資料2の73ページ(2)所要の対応2-2相談センターの整備について「早期に有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備」に対する注釈について、市の健康危機対処計画と整合性が取れていないとの意見がございましたので、注釈34について「症状がある市民からの受診の相談を受ける『受診相談センター』を開設する。また、『一般相談センター』など相談内容別の窓口を設置するとともに回線数の増設等を検討する」という内容に修正しております。

次に第10章「検査」についてです。

庁内意見として、資料2の84ページ検査体制の整備に対する注釈が、府の役割と混在した記載となっているとのことでしたので、注釈41の最後の部分ですが、これらの情報について、市は府と連携して管内の検査措置協定締結機関の状況を把握することに努めると修正しております。

資料1の5ページをご覧ください。第11章「保健」についてです。

有事の際に人は大事であり、人を増やすシステム的なものを作った方がいい。医師や看護師など専門職の増員は、結果的に別から集めるので難しいと思う。保健師を一定増やした対応をしていることを、少しアピールすればよいのではないかとのご意見をいただいております。

市の考え方としては、有事に迅速に保健所に参集できるように各区役所に保健所を兼務する健康危機管理担当保健師を26名増員して配置しております。また、医師や保健師等の専門職は不足することが予想されるため、登録事業者の募集など契約手続きの迅速化や会計年度任用職員採用のための要綱整備など、外部人材を活用した体制整備に取り組んでおります。

なお、これらの取組についての記載は、資料2の90ページ、(2) 所要の対応1-1人材の確保の部分に記載しております。

次に第12章「物資」についてです。

1点目として、資料2の97ページの「市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄」とあるが、どういうものがどれだけ必要かを示していただけるとより分かりやすいのではないかと意見をいただいております。

市の考え方として、ご指摘の97ページに、注釈48を追加し、厚生労働省が示す「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドラインにおけるひな形」を参照とし、URLを示させていただきます。

次に、各社会福祉施設で足りなくなった時の調整、物品配布も視野に入れておいたほうが良いのではないかとのご意見をいただいております。

市の考え方としては、資料2の99ページの対応期に記載のとおり、府に対して要請を行うことにより対応することとしております。

#### 【応急対策担当課長 倉澤】

それでは引き続き第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」について、ご説明させていただきます。

資料1の6ページをご覧ください。

第1回有識者会議にていただきました主な意見でございますが、まず、いわゆるBCPにつきまして、自治体、医療機関等においては、業務継続計画、民間事業者においては事業継続計画という文言を用いています。民間事業者でいう事業は製品サービスの供給であり、自治体等では事業と表現しにくいため業務としている。第13章では、業務継続、事業継続の文言が混じっており、民間事業者を対象とする場合は、事業継続(計画)としたほうがよい、というご意見をいただいております。

このご意見を受け、本市の考え方としまして、全編を通して、自治体等を対象とする場合については、「業務継続(計画)」、民間事業者を対象とする場合については、「事業継続(計画)」の文言へ統一いたしました。なお、修正箇所は計5箇所となります。

修正箇所につきまして、抜粋してご説明させていただきますと、資料2、行動計画(案)の7ページをご覧ください。第2部第2節「新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方」、図表3「時期に応じた戦略」の最上段の準備期の2行目後半をご覧くださいと、「事業者に



対応させていただくこととします。

第1回有識者会議にていただきましたご意見に対します本市の考え方等につきましての説明は以上でございます。

続きまして、庁内意見でございますが、資料1の7ページをご覧ください。指定地方公共機関の計画であります「業務計画」の文言、また指定地方公共機関、登録事業者の役割が混在した記載となっております。

計画案への反映でございますが、一つ目としまして、先ほどご覧いただきました「略称又は用語集」（109ページの下から2行目）におきまして、「業務計画」につきましては、特措法の規定により指定地方公共機関がその業務に関し作成する計画と定義されておりますが、本文中に指定地方公共機関が対象となっていない箇所に「業務計画」の文言の記載がありましたことから、誤植としまして削除いたしました。修正箇所は計5箇所となります。

また、二つ目としまして、指定地方公共機関及び登録事業者の役割の記載のない箇所に「指定地方公共機関」、「登録事業者」の文言の記載がありましたことから、誤植としまして削除いたしました。修正箇所は計3箇所となります。

以上、第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

#### 【宮川座長】

ありがとうございます。

ただいま、資料1、2についてご説明いただきましたが、何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

基本的な文言等の修正については、かなり対応していただいたのかなと思います。

また、資料1の3ページに「新型コロナ『第6波』と同規模の感染が流行初期段階から発生するものと想定」とあるが、これは国の基準でしょうか。

#### 【健康局保健所感染症対策課長 松川】

はい、国の基準になります。

**【宮川座長】**

ありがとうございます。

第何波を基準にするかというのは難しい。第6波と比べて、第5波は感染者数に対して死者数が多く、第7波の方が感染者数は多いはずである。

ただ、これは国基準で第6波を想定していたということですね。

**【福島委員】**

修正等いただきありがとうございました。

資料1の3ページ目に、「マニュアル等を策定し」という文言を追記されたと思いますが、実際にマニュアルはどれぐらいの種類ができるのかということと、それは公表される予定か、もしくは庁内で使用される予定でしょうか。

**【健康局保健所感染症対策課長 松川】**

ご意見ありがとうございます。

まず、インフルエンザの行動計画に基づきまして、ガイドラインを今後作成していく必要がございます。現在のインフルエンザの行動計画は6章立てであるが、13章立てに改定するため、基本的には13章それぞれに該当するガイドラインをどう策定していくかということを含め、今後検討していく形になるかなと思います。

それとは別に感染症法に基づきまして、様々なマニュアルが我々のところがございます。1類から5類の対応という一番大きな感染症対策のマニュアルがありますが、それ以外にも例えば蚊媒介感染症のときにどうするかとか、MERSだったときにどうするかとか、いろいろなマニュアルもございます。そのあたりを今回、予防計画も新たにできまして、インフルエンザの行動計画を改めていきまして、新型コロナウイルスを経て、新たな観点がたくさん出てきていると思いますので、行動計画を改定しましたら、すぐにこれらのガイドライン、マニュアルの策定に着手していく必要があるかなと思っています。

ガイドライン、マニュアルは基本的には事務の中のものでありますので、公表するというよりは庁内で使用していく扱いになるかなと思っています。

**【福島委員】**

ありがとうございました。

**【宮川座長】**

まず行動計画を改定した上で、ガイドライン、マニュアルをしっかりと策定してほしい。そして、今日お示しいただいて改正するという事は、ちゃんとその中で数も書いてあるし、これぐらいのことを着手しますということを示し示してくれたということですね。

そういった数も具体的に入れて、どういうステージで動くということもちゃんと入っていますよということを示されたということですね。

あと、「てにをは」をはじめ、軽微な修正がございましたら、座長におまかせいただいて、事務局と話を進めさせていただくということによろしいでしょうか。

**【委員】**

問題ございません。

**【宮川座長】**

それでは議事については以上となります。

続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。それでは、「大阪府感染症予防計画（第6版）に基づく取組状況について」事務局から報告がありますので、お願いいたします。

**【健康局保健所感染症対策課長 松川】**

大阪市感染症予防計画に基づく取組について、第1回大阪府感染症対策部会における大阪府感染症予防計画（第6版）に基づく取組状況についての資料を参照に報告させていただきます。資料3のご用意をお願いいたします。

今回改定している「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、感染症法に基づき策定した「大阪市感染症予防計画」と整合性を持たせて改定する必要がありますので、すでに策定済みの予防計画に基づく取組をご報告することで、新興感染症等が発生した際の対応について全体像がお分かりいただけるのではないかと考え、ご報告させていただきます。

なお、資料の1ページ目の二つ目の○に記載のとおり、「大阪府感染症対策部会」は「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」の中にもいくつか記載のある「都道府県連携協議会」と位置付けられております。

また、大阪府感染症予防計画は、12項目定められておりますが、大阪市の予防計画では、そ

のうち④医療の提供と⑥宿泊施設の確保の2項目は大阪府で実施されるものであるため削除しており、10項目定めております。

資料2ページをご覧ください。①感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策についてです。

令和6年度の主な取組としましては、感染症発生動向調査では、万博開催に向けた大阪・関西万博感染症情報解析センターによるサーベイランス体制の強化として、令和7年1月14日から運用を開始し、万博会場に関連する感染症情報の集約・リスク評価等を実施しました。

また、予防接種に関する正しい知識の普及では、SNSやホームページ等による啓発活動を推進しました。具体的取組としましては、資料の4ページをご覧ください。

大阪市の欄ですが、HPVワクチンについては、民間事業者等と連携した街頭啓発活動や市健康づくりプロモーション事業などの実施、麻しん・風しんについては、インターネットTVによる配信や子育て情報誌「まみたん」への記事掲載、地下鉄22駅へのチラシの配架、新型コロナウイルスについては、高齢者関連団体を通じた周知などを行ったところです。

資料の5ページをご覧ください。②感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究についてです。

令和6年度の主な取組としましては、大阪健康安全基盤研究所の機能強化として、大阪・関西万博会場付近の下水サンプルにより、輸入感染症等を対象とした下水サーベイランスの実証実験の実施や、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター（OIRCID）や大阪大学感染症総合教育研究拠点（CIDER）との連携体制の構築に向けた検討などを行ったところです。

資料の6ページをご覧ください。③病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上についてです。

令和6年度の主な取組としましては、地方衛生研究所等における検査体制の整備と検査機能の向上として、大阪健康安全基盤研究所や保健所の検査機関である保健衛生検査所において研修等や検査機器等の設備整備等を実施したところです。

大阪府全体の検査能力等の数としましては、下の表のとおりとなっております。

資料の8ページをご覧ください。④感染症に係る医療を提供する体制の確保についてです。この項目は大阪市の予防計画にはない項目ですので、大阪府の取組状況となります。

令和6年度の主な取組としましては、医療措置協定締結に基づく病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材派遣体制の更なる確保に取り組んだとしており、資料の9ページには、流行初期期間、この期間は大臣発表から3か月程度の期間での医療措置協定の状況を、資料の10ページは、感染症の発生等の公表後6か月程度以内の状況をお示ししておりますのでご参照ください。

また、資料の11ページは、個人防護具について、2か月分以上を備蓄している医療措置協定締結医療機関数となっております。

資料の12ページをご覧ください。⑤感染症の患者の移送のための体制の確保についてです。令和6年度の主な取組としましては、患者移送用車両の保有などとなっております、本市の取組としては、資料の14ページをご覧ください。

大阪市の欄ですが、移送車を1台保有しております。また、患者移送に係る物資の備蓄や感染症有事の際に迅速に体制構築ができるよう民間事業者との委託契約手法の確立に取り組むとともに、消防局と移送に係る協議を行い、令和7年度には消防局と連携協定を締結したところです。

資料の15ページをご覧ください。⑥宿泊施設の確保です。この項目は大阪市の予防計画にはない項目ですので大阪府の取組となりますのでご参照ください。

資料の16ページをご覧ください。⑦新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備についてです。

令和6年度の主な取組としましては、本市では介護保険事業者や障がい福祉サービス事業者等に対し、研修等の実施の指導などを行っております。

資料の17ページをご覧ください。⑧感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上についてです。

令和6年度の主な取組としましては、職員や感染症医療担当従事者等の感染症に係る各種研修への参加促進などを行っております。

本市の取組としましては、資料の19ページをご覧ください。

大阪市の欄ですが、感染症患者発生時対応研修や防疫・施設等クラスター対策研修、積極的

疫学調査研修、また、本市独自に配置している健康危機管理担当保健師研修などを実施しております。

資料の 20 ページをご覧ください。⑨感染症の予防に関する保健所の体制の確保についてです。

令和 6 年度の主な取組としましては、有事に備えた人員体制や機器等の整備等を行っております。

本市の取組としましては、資料の 21 ページをご覧ください。

人員体制等の整備としましては、保健所設置市の欄ですが、感染症有事における参集者名簿を、配置される班を指定したうえで作成するとともに、必要な研修を実施しました。また、健康危機管理体制の確保に向けた統括保健師や健康危機管理担当保健師の配置を行ったほか、記載はありませんが、大規模感染症対応業務を一元的に担う新保健所の整備にも取り組んでおります。

資料の 22 ページをご覧ください。⑩緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策についてです。

令和 6 年度の主な取組としましては、感染症対策マニュアルの改定や府・保健所・地方衛生研究所間の情報伝達訓練を実施しました。

資料の 23 ページをご覧ください。⑪感染症に関する啓発及び知識の普及等についてです。

令和 6 年度の主な取組としましては、ホームページや SNS を活用した啓発を行ったところです。

大阪市の取組としましては、資料の 25 ページをご覧ください。

大阪市の欄ですが、市ホームページを活用した感染症の知識の普及、人権課題等の啓発、市広報 YouTube チャンネルへの動画掲載、市本庁舎や各区役所でのデジタルサイネージによる啓発など SNS 等を活用した啓発、エイズ予防週間や HIV 検査普及期間、結核・呼吸器感染症予防週間等での啓発などを行いました。

資料の 26 ページをご覧ください。⑫施設内感染の防止についてです。

令和 6 年度の主な取組としましては、高齢者施設等における感染症の発生およびまん延防止に係る取組の推進として、本市では高齢者施設等関係団体との連携による研修や各区保健福祉

センターにおける研修などを行うとともに、感染拡大防止を目的とした専門家等との連携体制の構築として、KISA2 隊との連携や大阪市感染対策支援ネットワーク（OIPC）との連携などを行ったところです。

このように、令和6年3月に策定した「大阪市感染症予防計画」に基づく取組を実施しており、今回改定される「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく平時からの対応を行っていくことにより、有事の際に必要な対応を行えるよう取り組んでまいります。説明は以上でございます。

**【宮川座長】**

ありがとうございました。

ただいま大阪府感染症予防計画に基づく取組状況ということでご説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

**【宮田委員】**

資料3の25ページに大阪市のSNS等を活用した啓発とありますが、市広報YouTubeチャンネルの閲覧数はどのくらい効果が出ていますでしょうか。

**【健康局保健所感染症対策課長 松川】**

厳しいご意見ありがとうございます。

市の公のYouTubeということで、閲覧数は非常に少ないという状況でございます。

**【宮田委員】**

もったいない状況ですね。

**【健康局保健所感染症対策課長 松川】**

力を入れて取り組まなければいけないとは思っており、何か広げていけるような工夫があればぜひご意見いただけたらと思います。

**【宮川座長】**

ありがとうございます。

**【河野委員】**

資料3の26ページに、高齢者施設等関係団体との連携による研修の実施とありますが、実施頻度は年1回ぐらいでしょうか。また、どのくらいの施設が参加しているのでしょうか。

**【健康局保健所感染症対策課長 松川】**

各区でそれぞれ年1回ぐらい実施していただいております。やり方は区によって工夫されています。

**【宮川座長】**

ありがとうございます。

そのような取組の際も、SNSでご案内は多分されているだろうが、ご理解いただきやすい伝え方を検討していただけたらと思います。

引き続き、改定手続きの方をよろしく願います。

それでは、事務局の方、よろしく願います。

**【事務局】**

本日は、宮川座長並びに委員の皆様方には、さまざまな観点からご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

ご議論いただきました本計画案につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、その後改定手続きを進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、第2回大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議を終了させていただきます。お疲れ様でございました。